

各位

平成18年5月24日  
東京都港区元赤坂一丁目5番8号  
株式会社 WOWOW  
代表取締役社長 廣瀬 敏雄  
(コード番号: 4839)  
問合せ先 IR広報局長 高見澤尚樹  
TEL03(5414)8090

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(5月24日)開いた第154回取締役会において「定款一部変更の件」を本年6月27日開催予定の第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の会員サービスにおけるショッピング事業の多様化を図るため、事業目的に「旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業」、「酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出入および販売、仲介」の各項目を追加するものであります。(変更案第2条(18)(19))
- (2) 電子公告制度が導入されたことにともない、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第4条)
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことにともない、以下の変更を行うものであります。

株主総会の招集地の制限が撤廃されたことにより、招集地を予め定めるため、変更案第12条(招集地)を新設するものであります。

株主総会の招集に際し、インターネットを利用する方法で株主総会の参考書類等を開示することにより、株主に対して提供したとみなすことが可能となり、株主の利便性を高めるため、変更案第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会において、いわゆる書面決議が認められたことにより、経営判断をより機動的、効率的に行うため、変更案第29条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

剰余金の配当等を株主総会によらず、決定機関を取締役会とすることが認められたことにより、機動的な剰余金の配当等を実施するため、変更案第 48 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）により、定款に定めたものとみなされる事項について、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。

その他、引用条文や用語・表現等の変更および構成の整理等全般にわたり所要の変更を行うとともに条数の変更を行うものであります。

- (4) 現行定款第 31 条の読み替えに関する附則について、適用期間が経過したことに伴い、附則を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 27 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 27 日（予定）

以上

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 (記載省略) (1) ) (記載省略) (17) (新設) (新設)  (18)前各号に関連する一切の事業</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、57万株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(外国人等の株主名簿への記載の制限) 第7条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり) (1) ) (現行どおり) (17) <u>(18)旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業</u> <u>(19)酒類・清涼飲料水・嗜好飲料水の輸出入および販売、仲介</u> <u>(20)前各号に関連する一切の事業</u></p> <p>(公告方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、57万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(外国人等の株主名簿への記載の制限) 第8条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(基準日)  第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)  第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。  名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。  当社の株主名簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)  第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)  第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。  株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。  当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)  第10条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)  第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者)</p> <p>第12条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集する。代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は取締役会の決議に基づき代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集地)</p> <p>第12条 当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集者)</p> <p>第14条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集する。 — 代表取締役が複数あるとき、または欠員もしくは事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は取締役会の決議に基づき代表取締役がこれにあたる。 — 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主または法定代理人が代理人をもってその議決権を行使しようとするときは、<u>当会社の議決権を有する他の株主に限り代理人とすることができる。</u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、<u>議長ならびに出席取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(定員)</p> <p>第17条 (記載省略)</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において選任する。<u>取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。取締役の選任決議については累積投票によらない。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の定員)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第19条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>増員または補欠で選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第20条 <u>会社を代表すべき取締役は取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 <u>取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第22条 <u>取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u></p>	<p>— 取締役の選任決議については累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 <u>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削除)</p> <p>(代表取締役) 第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第25条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長) 第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</u> — <u>代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 <u>取締役会の議長は代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議の要件)</p> <p>第25条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、出席取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 — 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の要件)</p> <p>第28条 取締役会の決議は、<u>決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第29条 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>



現行定款	変更案
<p>(取締役会規程) 第27条 (記載省略)</p>	<p>(取締役会規程) 第31条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第28条 取締役の報酬ならびに退職慰勞金は、株主総会においてこれを定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会  (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会  (監査役および監査役会の設置) 第33条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>(定員) 第29条 (記載省略)</p>	<p>(監査役の定員) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(監査役の選任方法) 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 — 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期) 第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第32条 <u>当社は、監査役の互選により常勤監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤監査役) 第37条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集) 第38条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 — 監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>(監査役会決議の要件) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(監査役会の決議の要件) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会議事録) 第35条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(監査役会議事録) 第40条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところによりに書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>
<p>(監査役会規程) 第36条 (記載省略)</p>	<p>(監査役会規程) 第41条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬) 第37条 <u>監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等) 第42条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	(会計監査人の設置) 第43条 当社は、会計監査人を置く。
(新設)	(会計監査人の選任方法) 第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計算	第7章 計算
(営業年度)	(事業年度)
第38条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
(新設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第48条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

現行定款	変更案
<p>(利益配当金)</p> <p>第39条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載もしくは記録された端株主または登録質権者に対し支払う。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第31条中「就任後4年内」とあるのを「就任後3年内」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第49条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u>  <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p> <p>(削除)</p>